

府議付議事案書

開催・令和7年9月24日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史	
件 名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する 規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則			
部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>令和7年10月3日から東京都最低賃金が時間額1,226円に引き上げられることに伴い、会計年度任用職員の時間額の改正を行う。</p>				
<p>(2) 主な改正内容</p> <p>①催告事務、自動車運転手、臨時11時間開所保育補助員、給食調理員、狭山保育園臨時保育補助員、文書交換業務員、施設等營繕業務員、學習支援員、一般事務、臨時保育補助員、児童館業務員（その他）、図書館勤務員、スクール・サポート・スタッフ、放課後子ども教室支援員の計14職について、時間額を60円引き上げ「1,170円」から「1,230円」とする。</p> <p>②臨時保育士、児童館業務員（有資格）の計2職について、時間額を60円引き上げ「1,190円」から「1,250」円とする。</p> <p>③介助員について、時間額を40円引き上げ「1,230円」から「1,270円」とする。</p> <p>④土木・清掃作業員について、時間額を30円引き上げ「1,250円」から「1,280円」とする。</p>				
<p>(3) 施行日</p> <p>令和7年10月3日</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課による事前審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>府議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>				

注：定例府議の場合は、木曜日の正午までに提出。